

平成26年度 みどりのカーテンコンクール応募要領

1 コンクールの目的

「みどりのカーテン」は、ゴーヤやアサガオなどのツル性植物をネット等にはわせ、カーテンのように覆うことで、陽射しを和らげ、また、葉からの水分蒸散作用により、室温の上昇を抑える効果があります。



「みどりのカーテンコンクール」は、取り組みやすい夏の省エネ対策として「みどりのカーテン」を育てていただくことで、電気使用量を抑制し温室効果ガスの排出を削減することを目的としています。

2 応募資格

応募日現在において、亀岡市内でツル性植物による「みどりのカーテン」を設置している市民及び市内事業者を対象とします。

3 応募期間

平成26年7月1日（火）～8月29日（金）

4 応募方法

応募用紙を市ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入の上、みどりのカーテンの画像データを添付して、下記応募先 E-mail アドレスまで送信してください。

応募先 E-mail kankyo-soumu@city.kameoka.kyoto.jp
(亀岡市 環境政策課 環境総務係 宛て)

- ※ 応募書類については、返却いたしませんのでご了承ください。
- ※ 応募いただいた作品の著作権は、亀岡市に帰属します。
- ※ 応募いただいた作品は、環境フェスタ（10月4日開催予定）で展示をします。

5 審査方法

応募作品は、以下の項目について審査を行います。

- ・みどりのカーテンの育成状況（出来映え、大きさ等）
- ・みどりのカーテンの効果（涼しさ、省エネ効果等）
- ・育成に関する創意工夫（設置や栽培の工夫、収穫物の利用等）
- ・撮影の工夫（楽しさ、芸術性等）

6 結果発表

コンクールの結果については、個人・事業所で、最優秀賞・優秀賞をそれぞれ選考し個別に通知します。

※ 入賞された方は、後日、表彰式を行いますので、ご出席いただきますようお願いいたします。

7 表彰式

環境フェスタ（10月4日開催予定）において、表彰式を行います。

※ 最優秀賞には5,000円相当の記念品を、優秀賞には3,000円相当の記念品を贈呈します。

※ 入賞作品は、表彰式終了後、市ホームページ等で公表します。

8 応募に際しての注意

- 1) 平成26年度春以降に亀岡市内で育成した、ツル性植物によるみどりのカーテンを対象とします。
- 2) 設置及び撤去費用、通信費用等は応募者の負担とします。
- 3) 著作権、商標権、肖像権などで第三者の権利を侵害することのないように配慮してください。
- 4) 応募書類は返却いたしません。
- 5) 応募作品の諸権利は主催者に帰属し、展示、公開されること（氏名等含む）があることを了承のうえ応募してください。特に応募写真に人物を含める場合は、注意してください。

9 問い合わせ先

亀岡市 環境政策課 環境総務係（市役所1階8番窓口）

〒621-8501 （住所不要）

TEL 0771(25)5023 FAX 0771(22)3809

E-mail: kankyo-soumu@city.kameoka.kyoto.jp

平成25年度みどりのカーテンコンクールの表彰について

平成25年度は、個人の部で7件、事業所の部で4件の応募が寄せられました。甲乙つけがたい作品が多い中、「亀岡市環境基本計画推進会議」による厳正な審査の結果、入賞作品が決定しました。

来年は皆さんもご家庭や職場で緑のカーテン作りに取り組んでみてください。

1. 応募状況

個人の部 7件

事業所の部 4件

2. 入賞作品

(個人の部)



最優秀賞 堀江 義晴



優秀賞 西山 恵理

(事業所の部)



最優秀賞 星和電機工事株式会社



優秀賞 千歳町自治会事務所

3. 表彰式

平成25年10月5日(土)にガレリアかめおかで「平成25年度みどりカーテンコンクール表彰式」を行いました。入賞者には、表彰状の他、明智かめまるくんから記念品が贈呈されました。



お問い合わせ

所属課室: [環境市民部環境政策課環境総務係](#)

京都府亀岡市安町野々神8番地

電話番号:0771-25-5023

ファックス番号:0771-22-3809

亀岡市役所

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地 電話:0771-22-3131 ファックス:0771-24-5501

平成26年度みどりのカーテンコンクール審査要領

1 目的

この要領は、「平成26年度みどりのカーテンコンクール」の審査について必要な事項を定めるものとする。

2 賞

賞は次のとおりとする。

(個人の部)

賞の名称	選定数	賞品
最優秀賞	1件	賞状、副賞
優秀賞	1件	賞状、副賞
参加賞	上記以外	副賞

(事業所の部)

賞の名称	選定数	賞品
最優秀賞	1件	賞状、副賞
優秀賞	1件	賞状、副賞
参加賞	上記以外	副賞

3 審査委員会

- (1) 審査員は、亀岡市環境基本計画推進会議委員で構成する。
- (2) ただし、審査員が応募者を兼ねる場合は、審査から外れるものとする。

4 審査基準

- (1) みどりのカーテンの生育状況（出来映え、大きさ等）
- (2) みどりのカーテンの効果（涼しさ、電気代の削減等）
- (3) 育成に関する創意工夫（設置や栽培の工夫、収穫物の利用等）
- (4) 撮影の工夫（撮影場所、被写体など独自の工夫等）

5 審査手順

- (1) 各委員により全作品を評価し、合計得点数で判断する。
- (2) 最高得点者を最優秀賞、次点を優秀賞とする。
- (3) 同点の場合は、二次審査を行い、入賞作品を決定する。

6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項がある場合は別に定める。

みどりのカーテンコンクール審査票(個人の部)

審査員: _____

※ 各審査項目のうち、1～3の評価1つに丸印を付けてください。

項 目	作品番号①番	作品番号②番	作品番号③番	作品番号④番
みどりのカーテン の生育状況	3 2 1	3 2 1	3 2 1	3 2 1
みどりのカーテン の効果	3 2 1	3 2 1	3 2 1	3 2 1
育成に関する創 意工夫	3 2 1	3 2 1	3 2 1	3 2 1
撮影の工夫	3 2 1	3 2 1	3 2 1	3 2 1
合 計				

みどりのカーテンコンクール審査票(事業所の部)

審査員: _____

※ 各審査項目のうち、1～3の評価1つに丸印を付けてください。

項目	作品番号①番	作品番号②番	作品番号③番	作品番号④番	作品番号⑤番	作品番号⑥番	作品番号⑦番
みどりのカーテンの生育状況	3 2 1	3 2 1	3 2 1	3 2 1	3 2 1	3 2 1	3 2 1
みどりのカーテンの効果	3 2 1	3 2 1	3 2 1	3 2 1	3 2 1	3 2 1	3 2 1
育成に関する創意工夫	3 2 1	3 2 1	3 2 1	3 2 1	3 2 1	3 2 1	3 2 1
撮影の工夫	3 2 1	3 2 1	3 2 1	3 2 1	3 2 1	3 2 1	3 2 1
合計							